

# 福岡県公報

平成22年7月23日  
第3138号

## 目次

告示(第1233号 - 第1248号)

都市計画事業の認可	(公園街路課)	.....	1
都市計画事業の認可	(公園街路課)	.....	1
都市計画事業の認可	(公園街路課)	.....	2
都市計画事業の認可	(公園街路課)	.....	2
都市計画事業の認可	(公園街路課)	.....	2
都市計画事業の認可	(公園街路課)	.....	3
都市計画事業の認可	(公園街路課)	.....	3
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	.....	3
土地区画整理事業の事業計画の変更の認可	(都市計画課)	.....	3
生活保護法に基づく医療機関の指定	(保護・援護課)	.....	4
生活保護法に基づく指定医療機関の休止及び廃止	(保護・援護課)	.....	4
生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退	(保護・援護課)	.....	5
生活保護法に基づく指定医療機関の所在地の変更	(保護・援護課)	.....	5
生活保護法に基づく施術者の指定	(保護・援護課)	.....	5
生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止	(保護・援護課)	.....	6
生活保護法に基づく指定を受けた施術者の氏名(名称)及び住所(所在地)の変更	(保護・援護課)	.....	6
公 告			
福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(水田農業振興課)	.....	6
平成22年度危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施	(消防防災課)	.....	7

平成22年度職業訓練指導員試験の実施	(職業能力開発課)	.....	9
公安委員会			
猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)の開催	(警察本部生活環境課)	.....	11
猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)の開催	(警察本部生活環境課)	.....	12
内水面漁場管理委員会			
平成22年度魚種別増殖目標数量	(水産振興課)	.....	12
水産動植物の採捕禁止区域及び期間	(水産振興課)	.....	14

## 告 示

福岡県告示第1233号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成22年7月23日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 施行者の名称  
福岡市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
福岡都市計画道路事業7・6・101号西鉄天神大牟田線側道16号線
- 3 事業施行期間  
平成22年7月23日から平成36年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
福岡市博多区三筑二丁目、南八幡町二丁目及び南本町一丁目地内
  - (2) 使用の部分  
なし

福岡県告示第1234号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成22年7月23日

福岡県知事 麻生 渡

1 施行者の名称

福岡市

2 都市計画事業の種類及び名称

福岡都市計画道路事業7・7・102号西鉄天神大牟田線側道17号線

3 事業施行期間

平成22年7月23日から平成36年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

福岡市博多区南八幡町二丁目及び南本町一丁目地内

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第1235号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成22年7月23日

福岡県知事 麻生 渡

1 施行者の名称

福岡市

2 都市計画事業の種類及び名称

福岡都市計画道路事業7・6・103号西鉄天神大牟田線側道18号線

3 事業施行期間

平成22年7月23日から平成36年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

福岡市博多区麦野四丁目及び六丁目並びに南本町二丁目並びに銀天町一丁目及び三丁目並びに東雲町一丁目地内

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第1236号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成22年7月23日

福岡県知事 麻生 渡

1 施行者の名称

福岡市

2 都市計画事業の種類及び名称

福岡都市計画道路事業7・7・104号西鉄天神大牟田線側道19号線

3 事業施行期間

平成22年7月23日から平成36年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

福岡市博多区南本町二丁目並びに銀天町一丁目及び三丁目地内

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第1237号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成22年7月23日

福岡県知事 麻生 渡

1 施行者の名称

福岡市

2 都市計画事業の種類及び名称  
福岡都市計画道路事業7・7・105号西鉄天神大牟田線側道20号線

3 事業施行期間  
平成22年7月23日から平成36年3月31日まで

4 事業地  
(1) 収用の部分  
福岡市博多区春町一丁目及び西春町二丁目地内

(2) 使用の部分  
なし

福岡県告示第1238号  
都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。  
平成22年7月23日

福岡県知事 麻生 渡

1 施行者の名称  
福岡市

2 都市計画事業の種類及び名称  
福岡都市計画道路事業7・7・106号西鉄天神大牟田線側道21号線

3 事業施行期間  
平成22年7月23日から平成36年3月31日まで

4 事業地  
(1) 収用の部分  
福岡市博多区西春町二丁目地内

(2) 使用の部分  
なし

福岡県告示第1239号  
都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の

認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。  
平成22年7月23日

福岡県知事 麻生 渡

1 施行者の名称  
福岡市

2 都市計画事業の種類及び名称  
福岡都市計画都市高速鉄道5号西日本鉄道天神大牟田線

3 事業施行期間  
平成22年7月23日から平成34年3月31日まで

4 事業地  
(1) 収用の部分  
福岡市博多区南八幡町二丁目並びに三筑二丁目並びに南本町一丁目及び二丁目並びに  
麦野四丁目並びに銀天町一丁目及び三丁目並びに竹丘町三丁目並びに西春町二丁目地内

(2) 使用の部分  
福岡市博多区南八幡町二丁目地内

福岡県告示第1240号  
次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。  
平成22年7月23日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称  
糟屋郡粕屋町大字仲原字道徳2862番1、2862番11、2863番2及び2863番13

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
粕屋町大字仲原2908 - 1  
篠原 勝子

福岡県告示第1241号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により次のように公告する。

平成22年7月23日

福岡県知事 麻 生 渡

1 組合の名称

新宮町沖田土地区画整理組合

2 事業施行期間

平成18年11月24日から平成25年3月31日まで

3 施行地区

糟屋郡新宮町大字上府字小田、字御供田、字龍王田、字五反田及び字三畝町の各全部並びに字形貝、字牟田、字椎ノ木、字太郎丸、字下村、字小万崎、字長牟田、字柚ノ木、字有道、字長尾、字大坪、字沖田及び字林崎の各一部並びに緑ヶ浜4丁目及び下府2丁目の各一部

4 事務所の所在地

糟屋郡新宮町大字下府2丁目6番1号

5 設立認可の年月日

平成18年2月14日

6 変更認可の年月日

平成22年7月12日

福岡県告示第1242号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成22年7月23日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
粕生342	耳鼻咽喉科いしづクリニック	糟屋郡新宮町大字原上1778 - 2	22・7・1
春生148	こがじゅんこクリニック	春日市上白水3丁目81 春日総合クリニックビル2 F	22・6・1
糸島地生80	ひめしまクリニック	糸島市志摩姫島1088番地	22・6・1
飯生310	あおぞら整形外科医院	飯塚市上三緒445番地2	22・6・1
古生歯67	医療法人恵昌会 うりゅう歯科医院	古賀市中央5丁目1 - 7	22・5・1
粕生薬138	イルカ薬局新宮店	糟屋郡新宮町大字原上1786 - 4	22・7・1
直生薬82	けんこう薬局	直方市須崎町13 - 2	22・6・1
飯生薬148	株式会社大賀薬局飯塚あいタウン店	飯塚市吉原町6番1号あいタウン2 F	22・6・1
京生薬66	グッド調剤薬局	京都郡苅田町神田町2丁目2 - 14	22・6・1

福岡県告示第1243号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から休止及び廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成22年7月23日

福岡県知事 麻 生 渡

1 休止

指定番号	名 称	所 在 地	休止年月日
糸島地生59	医療法人翔愛会古川整形外科	糸島市前原中央3丁目12 - 7	22・6・17

## 2 廃止

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
粕生121	原田医院	糟屋郡須恵町大字須恵字柴原527-17	22・6・30
春生126	こがじゅんクリニック	春日市上白水3丁目81 春日総合クリニックビル2F	22・5・31
飯生303	あおぞら整形外科医院	飯塚市上三緒445	22・5・31
中生65	医療法人成康会 堤中間病院	中間市扇ヶ浦1丁目15-1	22・6・30
遠生93	えとう小児科医院	遠賀郡遠賀町松の本5丁目2-9	22・5・1
古生歯25	うりゅう歯科医院	古賀市中央5丁目1-7	22・4・30
大野生薬22	セガミ調剤薬局 大野城東店	大野城市錦町3丁目3-48	22・6・30
筑紫生薬17	有限会社センター薬局	筑紫野市二日市西1丁目6-2	22・4・30
直生薬66	けんこう薬局 直方店	直方市須崎町13-2	22・5・31

## 福岡県告示第1244号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から指定の辞退があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成22年7月23日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	名 称	所 在 地	指定の辞退年月日
古生4	産科・婦人科愛和病院	古賀市天神5丁目9-1	22・6・1

## 福岡県告示第1245号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成22年7月23日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
宰生69	天拝坂クリニック	太宰府市大字大佐野78-8-1	太宰府市大佐野2丁目24-1	19・11・27
宰生薬26	株式会社アガベ五条薬局	太宰府市五条2丁目10-29	太宰府市五条2丁目-26	22・6・1
中生薬42	なの花薬局	中間市大字垣生字村179-10	中間市大字垣生179番地10	22・6・2

## 福岡県告示第1246号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成22年7月23日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定年月日
飯生マ41	末次 心一（株式会社グッドラック）	飯塚市横田821-4	22・5・17
田川生マ14	會津 俊夫（なごみ施術所）	田川郡福智町神崎1263	22・6・15

飯生柔40	佐藤 友治 (とまと畑整骨院)	飯塚市椿123 - 1	22・4・1
飯生柔41	上中 康央 (あすなる針灸整骨院)	飯塚市楽市475 - 1	22・4・17
春生柔32	廣田 裕司 (ひろた整骨院)	春日市上白水3丁目46番地	22・5・6
像生柔34	原口 直之 (鐘崎整骨院)	宗像市鐘崎731	22・5・1

## 福岡県告示第1247号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成22年7月23日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	廃止年月日
飯生柔34	田中 勝 (あすなる針灸整骨院)	飯塚市楽市475 - 1	22・4・17

## 福岡県告示第1248号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から氏名（名称）及び住所（所在地）の変更の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成22年7月23日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 氏名（名称）の変更

指定番号	旧氏名又は旧名称	新氏名又は新名称	住所又は所在地	変更年月日
飯生マ20	久恒 伸行 (福の神)	久恒 伸行 (株式会社グッドラック)	飯塚市横田821 - 4	22・2・10
飯生マ21	大村 晴久 (福の神)	大村 晴久 (株式会社グッドラック)	飯塚市横田821 - 4	22・2・10
飯生マ36	中野 明 (福の神)	中野 明 (株式会社グッドラック)	飯塚市横田821 - 4	22・2・10
飯生マ38	佐々木 末弘 (福の神)	佐々木 末弘 (株式会社グッドラック)	飯塚市横田821 - 4	22・2・10

## 2 住所（所在地）の変更

指定番号	氏名又は名称	旧住所又は旧所在地	新住所又は新所在地	変更年月日
飯生マ20	久恒 伸行 (株式会社グッドラック)	飯塚市相田3 - 189	飯塚市横田821 - 4	22・2・10
飯生マ21	大村 晴久 (株式会社グッドラック)	飯塚市相田3 - 189	飯塚市横田821 - 4	22・2・10
飯生マ36	中野 明 (株式会社グッドラック)	飯塚市相田3 - 189	飯塚市横田821 - 4	22・2・10
飯生マ38	佐々木 末弘 (株式会社グッドラック)	飯塚市相田3 - 189	飯塚市横田821 - 4	22・2・10

公 告

公告

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第7条の2の遵守事項違反に係る同法第7条の3第1項の勧告及び公表の指針案について、次のとおり意見を募集します。

平成22年7月23日

福岡県知事 麻生 渡

1 意見募集期間

平成22年7月13日から平成22年8月13日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県農林水産部水田農業振興課に備え置きます。

公告

平成22年度危険物の取扱作業の保安に関する講習を次のように実施する。

平成22年7月23日

福岡県知事 麻生 渡

1 講習の種類

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定に基づく危険物の取扱作業の保安に関する講習（以下「講習」という。）

2 受講対象者

(1) 危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所（以下「危険物施設」という。）において現に危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者（消防法第13条第3項の危険物取扱者をいう。以下同じ。）で、危険物取扱者免状の交付又は講習を受けてから2年以上経過しているもの

(2) 危険物取扱作業から2年以上離れた後、再び当該取扱作業に従事することになった危険物取扱者

3 講習科目

(1) 危険物関係法令に関する事項

ア 主として過去3年間における危険物関係法令の改正事項

イ 危険物関係法令による規制の要点

(2) 危険物の火災予防に関する事項

ア 危険物施設の火災予防及び危険物の漏えいの事例の動向並びにその原因及び問題点の概要並びにその発生防止のための保安上の対策等

イ 危険物施設において主として貯蔵し、又は取り扱う危険物の性状等

ウ 危険物施設における安全管理に関する知識

4 講習の種別

講習は、危険物取扱者が危険物の取扱作業に従事する危険物施設の態様に応じ、次のとおり種別を設けて実施するものとする。

(1) 給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習（5において「給油」という。）

(2) 石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第6号に規定する特定事業所における危険物施設（給油取扱所を除く。）において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習（5において「石コン」という。）

(3) 前記1及び2に掲げる危険物施設以外の危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習（5において「その他」という。）

5 講習期日、場所及び講習種別

講習月日	講習会場	区分	講習時間
8月23日（月）	福岡市早良区百道浜1-3-3 福岡市民防災センター	その他	9:30~12:30
		給油	13:30~16:30
8月24日（火）	"	給油	9:30~12:30
		石コン	13:30~16:30
8月25日（水）	"	給油	9:30~12:30
		その他	13:30~16:30
8月26日（木）	"	石コン	9:30~12:30
		給油	13:30~16:30
8月27日（金）	"	その他	9:30~12:30
		その他	13:30~16:30
9月9日（木）	北九州市小倉北区内1-1 北九州市庁舎3階大集会室	給油	9:30~12:30
		石コン	13:30~16:30
9月10日（金）	"	石コン	9:30~12:30
		給油	13:30~16:30

9月13日(月)	"	石コン	9:30~12:30
		その他	13:30~16:30
9月14日(火)	"	その他	9:30~12:30
		石コン	13:30~16:30
9月15日(水)	"	石コン	9:30~12:30
		その他	13:30~16:30
9月16日(木)	"	その他	9:30~12:30
		石コン	13:30~16:30
9月17日(金)	"	石コン	9:30~12:30
		その他	13:30~16:30
9月28日(火)	久留米市東合川5-9-10 久留米地域職業訓練センター	その他	9:30~12:30
		給油	13:30~16:30
9月29日(水)	"	給油	9:30~12:30
		その他	13:30~16:30
9月30日(木)	"	その他	9:30~12:30
		給油	13:30~16:30
10月5日(火)	大牟田市笹林町1-1-1 大牟田市労働福祉会館	その他	9:30~12:30
		その他	13:30~16:30
10月6日(水)	"	その他	9:30~12:30
		給油	13:30~16:30
10月14日(木)	田川市大字川宮1570 田川地区消防本部	給油	9:30~12:30
		その他	13:30~16:30
10月15日(金)	"	その他	9:30~12:30
		給油	13:30~16:30
10月25日(月)	京都府苅田町幸町6-91 パンジープラザ(苅田町総合保健福祉センター)	給油	9:30~12:30
		その他	13:30~16:30
10月26日(火)	"	その他	9:30~12:30
		給油	13:30~16:30

なお、受講希望者が会場の収容人員を超えた場合は、受講場所及び期日を変更することがある。

## 6 受講手続

### (1) 受講申請書の交付

受講申請書は、社団法人福岡県危険物安全協会又は最寄りの消防本部で交付する。

### (2) 受講手数料

受講手数料4,700円は、福岡県領収証紙により納付すること。

### (3) 受付の期限等

#### ア 郵送による受付

郵送による受講申込みは、講習会場ごとの申込期限(当日消印有効)に従い社団法人福岡県危険物安全協会において受け付ける。

講習会場	郵送受付期間(消印有効)	講習会場	郵送受付期間(消印有効)
福岡会場	7月28日(水)~8月10日(火)	大牟田会場	9月3日(金)~9月16日(木)
北九州会場	8月11日(水)~8月24日(火)	田川会場	9月21日(火)~10月4日(月)
久留米会場	9月1日(水)~9月14日(火)	苅田町会場	10月1日(金)~10月14日(木)
郵送申込先	〒812-0034 福岡市博多区下呉服町1-15 ふうおか石油会館3階(社)福岡県危険物安全協会		

#### イ 講習開催地への持参による受付

月日	受付会場	所在地	備考
8月16日(月)	ふうおか石油会館 2階会議室	福岡市博多区下呉服町1-15	受付会場で証紙販売
9月1日(水)	北九州市庁舎 3階大集会室	北九州市小倉北区内1-1	" (市営有料駐車場有り)
9月21日(火)	久留米広域消防本部	久留米市東櫛原町999-1	受付会場で証紙販売
9月24日(金)	大牟田市消防本部	大牟田市浄真町46	"
10月8日(金)	田川地区消防本部	田川市大字川宮1570	"



10月20日 (水)	苅田町消防本部	京都府苅田町京町2 - 4 - 4	〃
------------	---------	----------------------	---

7 受講修了の検印

受講修了者に対しては、講習を修了した証として、危険物取扱者免状に福岡県知事の検印を押印する。

8 その他

- (1) 受講者は、受講日に受講票及び危険物取扱者免状を持参すること。
- (2) 受講手続、その他の問い合わせは、社団法人福岡県危険物安全協会（電話092 - 273 - 1150）に対して行うこと。

公告

平成22年度職業訓練指導員試験を次のように実施する。

平成22年7月23日

福岡県知事 麻 生 渡

1 試験職種

ア 学科試験及び実技試験を行うもの

情報処理科

イ 学科試験のうち指導方法の試験のみを行うもの

- (1) 園芸科 (2) 造園科 (3) 森林環境保全科 (4) 鉄鋼科 (5) 鋳造科 (6) 鍛造科 (7) 熱処理科 (8) 塑性加工科 (9) 溶接科 (10) 構造物鉄工科 (11) 金属表面処理科 (12) 機械科 (13) 電子科 (14) 電気科 (15) コンピュータ制御科 (16) 発電電科 (17) 送配電科 (18) 電気工事科 (19) 自動車製造科 (20) 自動車整備科 (21) 自動車車体整備科 (22) 航空機製造科 (23) 航空機整備科 (24) 鉄道車両科 (25) 造船科 (26) 時計科 (27) 光学ガラス科 (28) 光学機器科 (29) 計測機器科 (30) 理化学機器科 (31) 製材機械科 (32) 内燃機関科 (33) 建設機械科 (34) 農業機械科 (35) 縫製機械科 (36) 織布科 (37) 織機調整科 (38) 染色科 (39) ニット科 (40) 洋裁科 (41) 洋服科 (42) 縫製科 (43) 和裁科 (44) 寝具科 (45) 帆布製品科 (46) 木型科 (47) 木工科 (48) 工業包装科 (49) 紙器科 (50)

製版・印刷科 (51) 製本科 (52) プラスチック製品科 (53) レザー加工科 (54) ガラス科 (55) ほうろう製品科 (56) 陶磁器科 (57) 石材科 (58) 麺科 (59) パン・菓子科 (60) 食肉科 (61) 水産物加工科 (62) 発酵科 (63) 建築科 (64) 枠組壁建築科 (65) とび科 (66) 建設科 (67) プレハブ建築科 (68) 屋根科 (69) スレート科 (70) 建築板金科 (71) 防水科 (72) サッシ・ガラス施工科 (73) 畳科 (74) インテリア科 (75) 床仕上げ科 (76) 表具科 (77) 左官・タイル科 (78) 築炉科 (79) ブロック建築科 (80) 熱絶縁科 (81) 冷凍空調機器科 (82) 配管科 (83) 住宅設備機器科 (84) さく井科 (85) 土木科 (86) 測量科 (87) 建築物設備管理科 (88) ボイラー科 (89) クレーン科 (90) 建設機械運転科 (91) 港湾荷役科 (92) 化学分析科 (93) 公害検査科 (94) 木材工芸科 (95) 竹工芸科 (96) 漆器科 (97) 貴金属・宝石科 (98) 印章彫刻科 (99) 塗装科 (100) 広告美術科 (101) デザイン科 (102) 義肢装具科 (103) 電気通信科 (104) 電話交換科 (105) 事務科 (106) 貿易事務科 (107) 流通ビジネス科 (108) 写真科 (109) 介護サービス科 (110) 理容科 (111) 美容科 (112) ホテル・旅館・レストラン科 (113) 観光ビジネス科 (114) 日本料理科 (115) 中国料理科 (116) 西洋料理科 (117) 臨床検査科 (118) フラワー装飾科 (119) メカトロニクス科 (120) 情報処理科 (121) フォークリフト科 (122) 建築物衛生管理科 (123) 福祉工学科

2 受験資格

ア 情報処理科を受験する場合

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条第3項及び第4項のいずれかの項に該当することにより、情報処理科の受験資格を有する者

イ 全職種について学科試験の指導方法のみを受験する場合

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第46条の表上欄のいずれかの項（複数可）に該当することにより、実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科の免除を受けることのできる者

3 試験の免除範囲

次の表の左欄に該当する者について、それぞれ同表の右欄に掲げる試験を免除する。

免除を受けることができる者	免除の範囲
免許職種に関し、1級の技能検定又は単一等級の技能検定に合格した者（バルコニー施工及び電子回路接続を除く。）	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、2級の技能検定に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員免許を受けた者	学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基礎学科（当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者	学科試験のうち指導方法
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあっては、学科試験のうち関連学科）に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあっては、学科試験のうち関連学科）
職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科（当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）
免許職種に関し、応用課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、専門課程の高度職業訓練（職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令（平成5年労働省令第1号）による改正前の職業能力開発促進法施行規則第45条の2第2項第1号の2に規定する専門課程の養成訓練に相当するもの）を修了した者	学科試験のうち関連学科
学校教育法による大学又は高等専門学校において、免許職種に関する学科を修めて卒業した者	学科試験のうち関連学科
省令別表第11の3の免許職種の欄に掲げる免許職種について同表の試験の免除を受けることができる者の欄に掲げる者	省令別表第11の3の免除の範囲の欄に掲げる試験

## 4 受験資格のない者

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者のうち、刑が消滅していないもの
- (3) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

## 5 試験

## (1) 科目

試験は、次の表の免許職種の欄に掲げる職種について、それぞれ同表の学科試験の科目欄に掲げる学科試験を実施する。

免許職種	試験の科目
情報処理科	1 学科試験 (1) 指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規からなる科目をいう。以下同じ。） (2) 関連学科のうち系基礎学科 ソフトウェア（言語理論、プログラミング言語、オペレーティングシステム、データベース構築） ハードウェア（情報理論、CPU、周辺機器、コンピュータ・アーキテクチャ） ネットワーク（プロトコル、LAN） 情報工学（情報科学、情報数学、情報セキュリティ） 経営工学（経営管理、生産管理） 安全衛生（安全管理、衛生管理） (3) 関連学科のうち専攻学科 システム設計（コード設計、構造設計、画面設計、ファイル設計、モジュール設計、運用設計、データベース設計、プログラム設計）
	2 実技試験（ペーパーテスト） システム設計、プログラム設計
1のイの項に掲げる職種	学科試験のうち指導方法

## (2) 期日及び場所

試験職種	試験区分	期日	場所
------	------	----	----

情報処理科	学科試験 実技試験	平成22年11月29日（月曜日）	福岡県吉塚合同庁舎803号室 （福岡市博多区吉塚本町13番 50号）
1のイの項に 掲げる職種	学科試験の うち指導方法		

## (3) 試験時間

試験時間は、午前9時から午後5時までの間において、別に指示する時間とする。

## 6 受験申請手続及び受付期間

## (1) 受験の申込方法

ア 受験申請書1部に次に掲げる書類及び受験手数料を添えて、福岡県福祉労働部労働局職業能力開発課（〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「職業能力開発課」という。）へ提出すること。

（ア）試験の免除を受けようとする者は、これを証する書面

（イ）受験票及び写真票（受験票には50円切手を、写真票には写真をはること。）

イ 受験申請書、受験票及び写真票の用紙は、職業能力開発課、各福岡県立高等技術専門校、福岡障害者職業能力開発校及び福岡県職業能力開発協会で交付する。郵便によってこれらの用紙を請求する場合は、あて先及び郵便番号を明記して140円切手をはった返信用封筒（定形外角2号封筒）を必ず同封し、職業能力開発課へ申し込むこと。

ウ 受験手数料は、実技試験申込みにあつては15,800円を、学科試験申込みにあつては3,100円を福岡県領収証紙により納入すること。受験手数料は、申請受付後は申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受験を申し込む場合は必ず書留郵便にすること。

## (2) 受付期間

ア 受付期間は、平成22年10月22日（金曜日）から平成22年10月29日（金曜日）までとする。ただし、土曜日及び日曜日は、受付を行わない。

イ 郵便による受験申込みは、受付期間の末日までの消印のあるものに限り受け付ける。

## 7 合格発表

(1) 合格者の氏名は、平成22年12月17日（金曜日）に発表する。

(2) 試験に合格した者に対しては、合格証書を交付する。

## 8 その他

受験手続その他の問い合わせは、職業能力開発課（電話 092-643-3601）に行うこと。問い合わせを郵便で行う場合は、あて先及び郵便番号を明記して、80円切手をはった返信用封筒を必ず同封すること。

**公安委員会**

## 福岡県公安委員会告示第209号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成22年7月23日

福岡県公安委員会

## 1 講習会の日時、場所等

## (1) 講習会の日時

平成22年8月20日（金）午前10時から午後5時までの間

## (2) 講習会の場所

福岡市中央区天神1丁目3番33号 中央警察署会議室

## (3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

## 2 講習の時間及び科目

時 間	科 目
10:00～15:30	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
15:30～16:30	講習結果に対する考査

16:30～17:00

考查結果の公表  
(合格者に対する講習修了証明書の交付)

## 3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第210号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成22年7月23日

福岡県公安委員会

## 1 講習会の日時、場所等

日 時	場 所	開催警察署
平成22年8月24日（火） 13:30～16:30	飯塚市柏の森159番地26 飯塚警察署 会議室	飯塚警察署
平成22年8月31日（火） 13:30～16:30	福岡市東区箱崎7丁目8番2号 東警察署 会議室	東警察署
平成22年8月31日（火） 13:30～16:30	北九州市若松区大字藤木267番地13 若松警察署 会議室	若松警察署

## 2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

## 3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

### 内水面漁場管理委員会

福岡県内水面漁場管理委員会告示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第130条第3項の規定に基づき、第5種共同漁業権の免許にかかる平成22年度魚種別増殖目標数量を次のとおり告示する。

なお、こいについては、コイヘルペスウイルス病のまん延防止に万全を期すため、特例として増殖方法及び目標数量を掲げない。

平成22年7月23日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 原 口 敏 治

漁業権番号	漁業権者名	魚種名	増殖方法	目標数量
内共 第1号	矢 部 川 漁 業 協 同 組 合	あ ゆ	種 苗 放 流 人 工 ふ 化 放 流	70,000尾 20,000,000粒（受精卵）
		こ い	な し	なし
		ふ な	種 苗 放 流	100キログラム

		うなぎ	＼	5,000尾
		にじます	＼	5,000尾
		やまめ	＼	15,000尾
		おいかわ	種苗放流 産卵床造成	1,500,000尾 10カ所
		うぐい	産卵床造成	8カ所
		すっぽん	種苗放流	500尾
		かに	＼	2,000尾
		えび	＼	10,000尾
		わかさぎ	人工ふ化放流	3,000,000粒(受精卵)
		内共 第2号	下筑後川 漁業協同組合	こいな
ふな	種苗放流			100キログラム
うなぎ	＼			10,000尾
おいかわ	＼			50,000尾
すっぽん	＼			500尾
かに	＼			5,000尾
えび	＼			50,000尾
筑後川 漁業協同組合		あゆ	種苗放流 人工ふ化放流	150,000尾 30,000,000粒(受精卵)
		こいな	なし	なし
		ふな	種苗放流	200キログラム

		うなぎ	＼	5,000尾		
		おいかわ	産卵床造成	3カ所		
		かに	種苗放流	3,000尾		
		えび	＼	5,000尾		
		甘木 漁業協同組合		あゆ	種苗放流	20,000尾
				こいな	なし	なし
				うなぎ	種苗放流	2,000尾
				やまめ	＼	15,000尾
				おいかわ	＼	30,000尾
				かに	＼	4,000尾
わかさぎ	人工ふ化放流			5,000,000粒(受精卵)		
内共 第3号	下筑後川 大野島田 上川柳浜 沖漁業協同組合	こいな	なし	なし		
		ふな	種苗放流	100キログラム		
		うなぎ	＼	10,000尾		
		かに	＼	3,000尾		
		えび	＼	20,000尾		
		内共 第5号	八木山川 漁業協同組合	あゆ	種苗放流	10,000尾
こいな	なし			なし		
ふな	種苗放流			50キログラム		

内共 第6号	京 二 川 漁 業 協 同 組 合	あ ゆ	種 苗 放 流	15,000尾
		こ い	な し	なし
		ふ な	種 苗 放 流	100キログラム
		う な ぎ	〃	2,000尾
		や ま め	〃	2,000尾
		お い か わ	〃	10,000尾
		す っ ぽ ん	〃	200尾
		か に	〃	2,000尾
		え び	〃	5,000尾
		わ か さ ぎ	人 工 ふ 化 放 流	3,000,000粒 (受精卵)
内共 第7号	京 二 川 漁 業 協 同 組 合	あ ゆ	種 苗 放 流	10,000尾
		こ い	な し	なし
		ふ な	種 苗 放 流	100キログラム
		う な ぎ	〃	2,000尾
		や ま め	〃	2,000尾
		お い か わ	〃	10,000尾
		す っ ぽ ん	〃	200尾
		か に	〃	2,000尾
		え び	〃	5,000尾
		わ か さ ぎ	人 工 ふ 化 放 流	3,000,000粒 (受精卵)

内共 第8号	岩 岳 川 漁 業 協 同 組 合	こ い	な し	なし
		ふ な	種 苗 放 流	50キログラム
		あ ま ご	〃	1,000尾
		お い か わ	産 卵 床 造 成	3ヵ所
内共 第9号	犬 山 漁 業 協 同 組 合	こ い	な し	なし
		ふ な	種 苗 放 流	100キログラム
		お い か わ	産 卵 床 造 成	1ヵ所
		わ か さ ぎ	人 工 ふ 化 放 流	3,000,000粒 (受精卵)

## 福岡県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、筑後川における水産動物の採捕禁止区域及び採捕禁止期間を次のとおり指示する。

ただし、福岡県内水面漁業調整規則第43条に基づく試験研究等の場合の採捕については、この限りでない。

平成22年7月23日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 原 口 敏 治

## 1 禁止期間

1月1日から12月31日まで

## 2 禁止区域

筑後川本流のうち、久留米市安武町大字武島、筑後大堰軸を基線として、基線の上流300メートルから基線の下流300メートルまでの福岡県の区域

## 3 指示の有効期間

平成22年8月1日から平成27年7月31日まで